

県税の災害減免制度のお知らせ

災害により大きな被害を受けた人には、県税を免除したり、申告、申請、納付などの期限を延ばしたりする制度があります。

○減免の対象

- 自動車税 災害で車が使用できなくなったり、相当な被害を受けたりしたとき
- 個人事業税 個人の事業用資産などが災害で相当な被害を受けたとき
- 不動産取得税 家屋や土地が災害で相当な被害を受け、それに代わる家屋や土地を3年以内に取得したとき

○必要書類

- ・災害減免申請書
 - ・罹災証明書
 - ・保険金などの補てんがあった場合は、その補てん金額を証する書類など
 - ・自動車税は被災自動車の写真や、抹消登録証明書など
- ※被害を受けた日または賦課処分を知った日から2カ月以内に申請する必要があります。

○問い合わせ

県税事務所菊池税務課 ☎ 0968 (25) 4124

介護保険料の災害減免制度のお知らせ

今回の豪雨災害により第1号被保険者(65歳以上)が属する世帯で、大きな被害を受けた人に対して、被害の程度により介護保険料の減免が受けられます。

減免の対象となるのは、納期が到来していない保険料のみです。詳しくは、役場介護保険係までお尋ねください。

○必要書類

- ・罹災証明書
- ・保険金などの補てんがあった場合はその補てん金額を証する書類など
(その他にも必要な証明書類を提出してもらうことがあります)

後期高齢者医療保険料についても、被災された場合の減免制度があります。詳しくは役場保険医療課 国保・医療係にお問い合わせください。

○問い合わせ

役場保険医療課 介護保険係 国保・医療係 ☎ (293) 3114

被災地でのボランティア活動に参加したいと考えている皆さんへ

被災者への生活支援や被災地の復興支援のボランティア活動に参加する際は、いろいろな準備が必要となります。無計画に被災地へ向かって、ボランティアの募集が行われていない場合もありますので、被災地に設置されている「災害ボランティアセンター」による最新の情報を入手し、綿密な計画を立てて現地に向かいましょう。

- 熊本県ボランティアセンター ☎ (324) 5436
- 熊本市社会福祉協議会 ☎ (322) 2331
- 阿蘇市社会福祉協議会 ☎ 0967 (32) 1127
- 菊池市社会福祉協議会 ☎ 0968 (38) 5382

義援金の募集が始まっています

- 熊本県 健康福祉政策課 福祉のまちづくり室 ☎ (333) 2201
- 日本赤十字社熊本県支部 振興課 義援金担当 ☎ (384) 2120
- 熊本県共同募金会 ☎ (354) 3993
(7月19日現在)

- 問い合わせ 役場健康福祉課 福祉係 ☎ (293) 3510

罹災証明書の発行は、役場総務課で受け付けています。発行には災害の状況が分かる写真や印かんが必要です。詳しくはお問い合わせください。

- 問い合わせ 役場総務課 地域安全係 ☎ (293) 3111

町税(個人町県民税・固定資産税・国民健康保険税)の減免措置があります ～大雨などによる被害を受けた納税義務者の皆さんへ～

災害を受けた納税義務者に対し、被害の程度に応じて次のとおり、町税の減免が受けられます。減免の対象となるのは、納期が到来していないもの(税額)のみです。詳しくは、役場税務課にご相談ください。

個人の町県民税(平成24年度2～4期分)・国民健康保険税(平成24年度2～8期分)

※納税義務者本人または控除対象配偶者および扶養親族の所有にかかる住宅や家財に受けた被害額(保険金、損害賠償などにより補てんされた金額は除く)が、その価額の10分の3以上であること。

※合計所得金額が1,000万円以下であること。

合計所得金額	損害程度		軽減または免除の割合	
	10分の3以上	10分の5未満	10分の5以上	
500万円以下	2分の1		全部	
750万円以下	4分の1		2分の1	
1,000万円以下	8分の1		4分の1	

固定資産税(平成24年度2～4期分)

土地

損害の程度	軽減または免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

家屋

損害の程度	軽減または免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき または復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、 当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内装、外壁、建具などに損傷を受け、居住または 使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上 10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳などに損傷を受け居住または使用目的を損じ、修理または 取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上 10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

償却資産

家屋に準ずる。

- 問い合わせ 役場税務課 住民税係・固定資産税係 ☎ (293) 3117

次の災害は、災害見舞金の対象になります。詳しくは担当課にお問い合わせください。

- 住家および非住家の流失、全壊、半壊、住家の床上浸水

○問い合わせ 役場健康福祉課 福祉係 ☎ (293) 3510

- 1,000㎡以上の施設園芸用の施設被害や土砂の流入、流出、陥没などで被害面積が1,000㎡を超える農地

○問い合わせ 役場農政課 農政係 ☎ (293) 3116